

平成 21 年度

電波の安全性に関する評価技術に係る提案公募

提案要領

平成 21 年 3 月

総務省

# 目次

1. 概要.....	1
2. 応募資格.....	1
3. 評価技術課題等.....	2
4. 応募に必要な書類.....	2
5. 委託先候補の選定及び採択.....	3
6. 契約.....	4
7. 研究者の雇用等.....	4
8. 研究成果.....	4
9. 購入設備の扱い.....	5
10. 次年度以降の扱い.....	6
11. 応募の手続.....	6
12. 調査研究の適正な執行について.....	6
13. 情報の取り扱い等.....	7
14. その他.....	8
15. 問い合わせ及び提出先.....	8

別紙1 対象経費(直接経費)の範囲

別紙2 <基本計画書>電波の人体への安全性に関する評価技術

別紙3 <基本計画書>電波の電子機器等への影響に関する評価技術

総務省では、電波法第 103 条の 2 第 4 項第 4 号に基づき、電波の人体等への影響に関する調査に資するための安全性評価に関する評価技術の調査研究を推進するため、各評価技術課題について、委託による評価技術の調査研究(以下「委託研究」という。)を実施します。

本委託研究では、研究機関における知見や技術、ノウハウを活用して、電波の安全性に関する評価技術を確立し、電波が人体等に与える影響を適切に評価することにより、国民が安心して安全に電波を利用できる社会を構築することを目指します。

## 1. 概要

本委託研究は、総務省が電波の安全性に関する評価技術課題を指定した上で評価技術の調査研究に係る提案を公募・採択し、研究機関に委託することにより実施するものです。

- (1) 総務省が指定する評価技術課題に対して受託を希望する研究機関は、所定の提案書を総務省に提出することにより、応募することができます。
- (2) 提案書について、後述の「5. (2)選定基準」に基づき外部評価を行い、総務省が委託先候補となる研究機関を選定します。
- (3) 選定された研究機関は、総務省との間で委託契約を締結し、評価技術の調査研究を実施します。

## 2. 応募資格

以下の a.から f.までの要件を満たす、単独又は複数の企業、大学、公益法人等の研究機関とします。

- a.当該評価技術課題に係る技術又は関連技術についての調査研究の実績を有し、かつ、評価技術目標の達成及び研究計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- b.事業の実施の効率性や機動性向上の観点から、原則、日本国内に研究拠点を有する研究機関であること。海外研究拠点での研究は、研究項目の中で国内研究拠点において実施し得ないテーマ、海外の特殊な設備等を使用せざるを得ないテーマ等に限定されていること。
- c.当該委託研究を円滑に執行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- d.総務省が委託を行う上で必要とする処置を適切に遂行できる体制を有すること。
- e.研究成果の公開、及び標準化活動等に積極的な貢献が可能であること。

- f.当該委託研究の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合（以下、このような形態で実施される調査研究を「共同研究」という。）、各研究機関の役割と責任が明確に示されていること。また、各研究機関の取りまとめを行う代表的な研究機関（以下「代表研究機関」という。）が定められていること。

### 3. 評価技術課題等

平成21年度は、次表の2つの評価技術課題に対する提案を公募します。なお、実施予定額上限については、表中実施予定額を想定していますが、外部評価の結果等を踏まえ確定します。

なお、採択件数は、原則として1評価技術課題あたり1件となります。

評価技術課題	平成21年度実施予定額 (実施予定額上限)
電波の人体への安全性に関する評価技術	6.2億円程度
電波の電子機器等への影響に関する評価技術	0.7億円程度

各評価技術課題の具体的な内容、技術目標、実施期間等については、別紙2～3の基本計画書を参照してください。

総務省が負担する経費の範囲は、当該評価技術の調査研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）及びこれらに係る消費税（消費税＋地方消費税）額とします。直接経費の範囲については、別紙1の「対象経費（直接経費）の範囲」とし、一般管理費は直接経費の10%以下とします。

なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までには研究機関（共同研究の場合は、代表研究機関）と総務省との間で調整の上、内容の修正等を行っていただくことがあります。

### 4. 応募に必要な書類

提案書などの応募に必要な書類等については、「提案書作成要領」に記載しております。提案書作成要領に示す様式以外での応募は認められませんので御注意ください。

提案書受付時には「受付通知」を送付します。提案書送付後1週間を経過しても「受付通知」が届かない場合には、担当係（「15. 問い合わせ及び提出先」参照）まで電話にて御連絡ください。郵送の過程における事情等により提案書が未着となった場合の責任は一切負いかねますので御了承ください。

なお、提案書の返却は致しませんので、必ず写し等を手元に保管しておいてください。（ヒアリング等で必要となる場合があります。）

## 5. 委託先候補の選定及び採択

### (1) 選定方法

委託先候補の選定については、外部評価を行い、その結果を受けて総務省が行います。

### (2) 選定基準

選定に当たっては、次に挙げる項目を中心として、総合的に評価を行います。

- ① 調査研究手法の有効性・効率性(調査研究手法が目的を達成するために妥当かどうか。技術的に優れているかどうか。)
- ② 実施計画の妥当性(調査研究の実施計画が効率的に組まれているかどうか。)
- ③ 実施体制の妥当性(調査研究の実施体制が適切かどうか。)
- ④ 補助的な観点(調査研究実績、標準化への取組等)
- ⑤ 総合評価(総合的に見てどうか。)

### (3) 追加資料の提出等

委託先候補の選定は、提出された提案書に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出等をお願いすることがあります。

### (4) ヒアリングの実施

委託先候補の選定に当たり、原則として、提出された提案書及び追加資料の内容について、ヒアリングを実施します。(ヒアリングは日本語で行います。)  
ヒアリングの詳細については、提案書を受け付けた後、別途連絡します。

### (5) 採択及び通知

総務省は、外部評価をもとに委託先候補となる研究機関を選定した後、当該研究機関(共同研究の場合は、代表研究機関)に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択を行います。採否の結果は、総務省から当該研究機関(共同研究の場合は、代表研究機関)あてに通知します。

### (6) その他

採択された提案を実施するに当たり、研究機関と総務省との間で委託契約を締結することとなりますが、当初提案の研究費は、契約の金額を保証するものではありません。

りません。必要に応じて修正計画を提出していただく場合があります。この場合において、研究機関との間で必要な契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができないことがあります。

また、不合理な重複、過度の集中を排除するために、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を活用して確認を行う場合があります。

## 6. 契約

### (1) 契約期間

委託研究の契約は単年度契約となります。

### (2) 契約の形態

共同研究を行う場合は、総務省はすべての研究機関と直接契約を結びます。再委託は原則不可とします。

### (3) 契約書について

原則として、契約は総務省の委託契約書によるものとします。

国立大学法人等において受託研究契約書を使用する場合には、その内容について協議するとともに、必要に応じて、加筆・修正・削除し、あるいは別途取決めを交わしていただくことがありますので、御了承ください。

## 7. 研究者の雇用等

研究者を新たに必要とする場合には、研究費の範囲内において研究機関で雇用することができます。

雇用に関する責任はすべて研究機関にあり、本委託において実施する調査研究そのものとは関わりがありませんので、御留意ください。

## 8. 研究成果

### (1) 研究成果報告書

契約書に定められた期日(通常、毎年3月31日となります。)までに研究成果報告書を提出していただきます。

## (2) 研究成果の帰属

評価技術実施中に産業財産権等が発生した場合、「産業活力再生特別措置法」に基づき、一定の条件(以下参照)の下、100%受託者側に帰属させることが可能です。

### 条件(遵守項目)

- ・委託研究に係る成果(調査研究実施により新たに発見ないし生み出されたものすべてをいい、発明等に関するもの、産業財産権等に関するもの、ノウハウに関するもの、等すべてを含む。)が得られた場合には、遅滞なく、総務省にその旨を報告するものとする。
- ・総務省が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該産業財産権等を利用する権利を国に許諾するものとする。
- ・当該産業財産権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該産業財産権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該産業財産権等の活用を促進するため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該産業財産権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
- ・上記のほか、必要と認められる事項がある場合には、契約書等において別途定める。

## 9. 購入設備の扱い

評価技術に必要な設備として、本件委託研究に関して過去に総務省が取得した物品(基本計画書の別添の無償貸与可能物品リストを参照)を、研究機関が無償で借り受けることができます。なお、手続きや取り扱いに関する詳細については「総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に従ってください。

その他、評価技術に必要な設備の調達は原則としてリースとしていただきますが、やむを得ず購入する場合は、以下のとおりとします。

### (1) 管理・維持

原則として、契約先である研究機関が購入設備の維持管理を行うとともに、善管注意義務を負うものとします。

### (2) 評価技術終了後の扱い

評価技術終了後、購入設備の所有権は国に移ることとなります。当該設備の取

扱いについては、別途協議することとします。

## 10. 次年度以降の扱い

本年度の評価技術を終了した後に、終了評価を実施します。終了評価では将来の評価技術の効率化や適切な予算配分への反映をはじめとする評価技術の方針策定の参考に資するため、評価技術が効率的に行われたかどうか等について評価を行います。なお、終了評価の詳細については採択後に適宜お知らせします。

## 11. 応募の手続

### (1) 応募の方法

応募される研究機関は、平成21年4月20日(月)17時(必着)までに、総務省担当係あて(「15. 問い合わせ及び提出先」参照)に、提案書1部及びその写し1部(写しは製本していないもの)、その他提案に必要な書類等1式を郵送(宅配便、バイク便等も可能)してください。

持ち込みは原則として不可としますが、やむを得ない場合には、事前連絡の上、平成21年4月20日(月)17時(時間厳守)までに持ち込んでください。

※ 共同研究を行う場合、提案書等は代表研究機関が取りまとめの上、総務省に提出してください。

### (2) 今後のスケジュール

今後のスケジュールは以下のとおり想定していますが、外部評価の状況等により前後することがあります。

4月下旬	外部評価を行い、これをもとに委託先候補となる研究機関を選定
4月末	採択・不採択通知の送付
採択通知後	研究機関との調整が終わり次第、速やかに委託契約を締結し、評価技術を実施

## 12. 調査研究の適正な執行について

総務省では、公的研究資金による調査研究の効果的・効率的な推進、及び調査研

究の適正な執行に向け、以下の取組を進めています。課題への応募、及び調査研究の実施に当たっては、これらの事項を遵守して頂きますので、御留意ください。

#### (1)研究費の不正な使用等に対する対応

研究者等による公的研究資金の不正使用等は、科学技術及びこれに関わる者に対する国民の信頼を裏切るものであり、決して許されるものではありません。

総務省では、総合科学技術会議がまとめた「[公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について\(共通的な指針\)\(平成 18 年 8 月 31 日\)](#)」を踏まえ、研究費の不正使用等に対して適切に対処するため、今後、対応指針等を作成する予定です。また、これらの指針にのっとり、必要な確認書類等の提出などを求めることがあります。

#### (2)研究上の不正行為に対する対応

研究上の不正行為(研究成果の「捏造」、「改ざん」及び「盗用」)は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において科学技術そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学技術への信頼を揺るがし、科学技術の発展を妨げるものであることから決して許されるものではなく、研究機関や総務省はその究明に際して厳しい姿勢で臨まなければなりません。

総務省では、総合科学技術会議による指摘([研究上の不正に関する適切な対応について\(平成 18 年 2 月 28 日\)](#))を踏まえ、「[情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針\(平成 18 年 10 月\)](#)」を策定し、研究機関に対して必要な措置(不正に関する調査、処分等)を講じるよう求めるとともに、研究上の不正行為に対して厳格な制裁措置(資金配分の打ち切り、応募申請の制限等)を講じることとしています。

## 13. 情報の取り扱い等

#### (1)採択された課題に関する情報の取り扱い

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

#### (2)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発データベース(※)への情報提供等

文部科学省が管理運営する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

※ 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

### (3)不合理な重複、過度の集中の排除

不合理な重複、過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)等を通じて、他府省を含む他の担当部門に情報提供する場合があります。

## 14. その他

本要領に定めるところによるほか、新たに要領として取り決めるべき事項が生じた場合には、総務省はこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ( <http://www.soumu.go.jp/> )で公開します。

また、委託先に対して、基本計画書に示すほか、関係省庁との連携等、政府としての基本方針や取組に御協力をお願いすることがあります。

## 15. 問い合わせ及び提出先

評価技術課題の内容、提案書の作成又は提出方法等に関する問い合わせは、総合通信基盤局電波部電波環境課生体電磁環境係までお願いします。

総合通信基盤局電波部電波環境課生体電磁環境係

TEL : 03-5253-5907

FAX : 03-5253-5914

E-mail<sup>(注)</sup> : d-bougo/atmark/soumu.go.jp

注 このアドレスには迷惑メール防止対策を施しています。

使用の際は、/atmark/を、@に置きかえてください。